



## 2005年度税制改正大綱

### [個人関連]

制度調査部

齋藤 純

#### 定率減税は半減、タンス株は新制度に衣替え

#### 【要約】

2004年12月15日、与党税制協議会が「平成17年度税制改正大綱」を発表、2005年度税制改正の概要が固まった。今後は、大綱の内容をもとに、年明けの通常国会に向け、税制改正法案の作成作業が進められる。

大綱の最大の焦点は定率減税の縮減。2005年度税制改正で減税率を半減し、残りは2006年度税制改正で、景気の動向を見極めた上で検討することとされた。

金融証券税制では、最大の課題であった金融所得課税の一体化が、システム構築等の関係から2005年度改正では見送られ、2006年度以降に改めて検討されることとなった。2004年末で期限が切れるタンス株の特定口座への預入れは、2005年4月から新制度に衣替えされる。

退職年金等積立金に係る特別法人税の廃止は見送られ、現行の課税凍結措置が2年間延長される。環境税の導入及び酒税の見直しは、2006年度改正に改めて検討することとされた。

#### [目次]

所得税・個人住民税	
1. 定率減税の縮減	P.3
2. 個人住民税に関する65歳以上の者に対する非課税措置の廃止	P.3
3. フリーター等の所得に係る給与支払報告書の提出	P.4
金融・証券税制	
1. 金融所得課税の一体化	P.4
2. 特定口座に関連する改正	
(1) タンス株の特定口座への預入れ	P.5
(2) 株券貸借取引に係る返還株券等の特定口座への預入れ	P.6
(3) 特定口座で保管されている株式の滅失損に関する取扱い	P.7
(4) 特定口座取扱者の範囲の拡大	P.7
3. エンジェル税制の適用期限延長と新規公開特例の廃止	P.7
4. 金融先物取引の課税方法の見直し	P.8
5. 公開買付による自己株式取得に係るみなし配当課税の特例	P.9
6. 非居住者及び外国法人の国債取引に関する特例	P.9
不動産関連税制	
1. 住宅ローン減税の適用対象の拡大	P.10
2. 住宅に関連する特例の適用対象の拡大	P.11
組合課税	P.11
環境税	P.12
酒税	P.12

## 税制改正大綱のポイント

2004年12月15日、与党税制協議会が「平成17年度税制改正大綱」を発表した。定率減税の段階的廃止を打ち出すなど基本的に増税方針を打ち出しているが、意見集約に至らなかったことから2006年度税制改正で継続的に検討することとされた項目も目立つ。

「平成17年度税制改正大綱」(以下、大綱)のポイントをまとめると、以下のようになる。

### 《2005年度与党税制改正大綱のポイント》

定率減税の半減 タンス株の特定口座への預入れに関する新制度の創設 特定口座内の倒産企業株式に係る減失損のみなし譲渡損化 金融先物取引の課税方法の見直し(申告分離課税) エンジェル税制の適用期限延長と新規公開特例(1/2課税)の廃止 債務免除益に対する課税の特例 人材投資(教育訓練)促進税制の創設 住宅ローン減税等の対象への一定の耐震基準等に適合する中古住宅の追加 退職年金等積立金に係る特別法人税の課税凍結の延長 大幅な株式分割及びくり直しに伴う印紙税の特例の延長 約束手形CPの印紙税に係る軽減措置の廃止
[見送られた項目] 金融所得課税の一体化の推進 環境税の導入 酒税の抜本的見直し 自動車税の制限税率の引上げ(標準税率の1.2倍 1.5倍)

大綱は、2005年度税制改正の基礎となるものである。内容の確定までには、国会での法改正の手続きを経る必要がある。例年通り手続きが進めば、今後の流れは下表のようになる。

図表1 今後の税制改正のスケジュール

2004年	12月15日 12月中	与党「平成17年度税制改正大綱」 財務省「平成17年度税制改正の大綱」
2005年	1月中旬 1月末 3月末	「平成17年度税制改正の要綱」を閣議決定 通常国会に税制改正法案を提出 税制改正法成立

本稿では、主に個人を対象とする改正項目について解説する。

## 所得税・個人住民税

### 1. 定率減税の縮減

#### ポイント

2005年度改正で、定率減税を半減する。所得税は2006年1月徴収分から、個人住民税は2006年6月徴収分から適用。

残りの半分については、景気動向を注視し、2006年度税制改正で検討する。

定率減税とは、各年の所得税及び個人住民税から一定率の税額控除を認めるもので、1999年度税制改正で、最高税率の引下げなどとともに“恒久的な減税”として導入された。所得税に関しては所得税額の20%(上限25万円)、個人住民税に関しては個人住民税所得割額の15%(上限4万円)が控除される。

2005年度税制改正の議論が開始された当初から、定率減税の廃止に向けて議論が進められてきたが、定率減税廃止による税負担の増加が、景気にどのように影響するのかが大きな問題となっていた<sup>1</sup>。

大綱では、所得税及び個人住民税ともに、定率減税を2005年度税制改正で半減することを明記している。つまり、所得税の定率減税は10%(上限12.5万円)、個人住民税の定率減税は7.5%(上限2万円)となる。所得税は2006年1月分の源泉徴収から、個人住民税は2006年6月分の特別徴収から適用される。

なお、定率減税の残り半分については、「今後の景気動向を注視し、必要があれば見直しを含め、機動的・弾力的に対応する」こととされている。基本的には2006年度税制改正で廃止する方向と思われるが、経済動向等を踏まえて、改めて検討される。

図表2 定率減税縮減のスケジュール

	2005年	2006年 1月 ∴ 6月	2007年 1月 ∴ 6月
所得税	20% (年間上限25万円)	10% (年間上限12.5万円)	廃止?
個人住民税	15% (年間上限4万円)	7.5% (年間上限2万円)	廃止?

### 2. 個人住民税に関する65歳以上の者に対する非課税措置の廃止

#### ポイント

個人住民税において65歳以上の者に認められている非課税措置を廃止する。

2005年1月1日時点で65歳以上の者については、3段階で廃止する経過措置を設ける。

65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対しては、個人住民税の所得割及び均等割は非課税とされている。

大綱では、2006年度分から、65歳以上の者に対する非課税措置を廃止することとしている。ただし、2005年1月1日時点で65歳に達している者については、次のような経過措置を設けることと

<sup>1</sup> 定率減税による減税額は、所得税と個人住民税を合わせて年間約3.3兆円。仮に、全廃された場合、給与収入1,000万円の世帯(夫婦2人の場合)では、年間で17.8万円の税負担の増加となるとの試算が示されている。

している。

- ・2006年度分……所得割及び均等割の税額を1/3に減額
- ・2007年度分……所得割及び均等割の税額を2/3に減額
- ・2008年度分以降…通常の課税(経過措置終了)

### 3. フリーター等の所得に係る給与支払報告書の提出

#### ポイント

税負担の公平や税収確保の観点から、給与の支払を受けている者の退職時に、給与支払報告書を市町村長に提出することを義務付ける。

退職した年に支払った給与の金額が30万円以下である場合は、提出しないことも可。

現行の個人住民税では、各年の1月1日時点で特別徴収義務を有する給与支払者が、給与の支払いを受ける者の前年中の給与所得金額等を記載した「給与支払報告書」を提出することとされている。給与支払報告書は、1月31日までに、給与の支払を受ける者の住所所在の市町村長に提出する。

ただし、現在の取扱いでは、1月1日時点で給与の支払対象となっていない場合、給与支払報告書が市町村長に送付されない。例えば、フリーターなどの就労期間が短期の者については、1月1日時点で給与の支払対象となっていない場合、市町村で所得状況を把握できないこととなる。

大綱では、税負担の公平や税収確保の観点から、給与の支払を受けている者が退職した場合に、給与の支払者に対し、給与支払報告書を提出することを義務付けることとしている。給与支払報告書は、退職日の属する年の翌年1月31日までに、給与の支払を受けている者の退職時における住所所在の市町村長に提出する。

この措置は、2006年1月1日以後の退職者から適用される。なお、退職した年に支払った給与の金額が30万円以下である場合には、提出しないことも認められる。

## 金融・証券税制

### 1. 金融所得課税の一体化

#### ポイント

金融所得課税の一体化については、金融機関のシステム面に配慮しつつ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進める。

納税者番号制度については、番号利用に係るコスト、経済取引への影響、プライバシー保護の問題等について検討を行い、導入に向けた取組みを行う。

金融商品に対する課税を中立・簡素なものとし、わが国の個人金融資産を貯蓄から投資へ向かわせる観点から、数年来、金融所得課税の一体化<sup>2</sup>が検討されてきた。2005年度改正では、現行の株式

<sup>2</sup> 株式、公社債、預金、投資信託、金融商品に類似する保険商品などから生じる損益間での通算を可能とし、均一な課税を行う考え方。金融所得課税の一体化に関しては、次の制度調査部情報を参照。

- ・「金融所得課税の一体化の検討状況」吉井 一洋(2004.9.27)
- ・「金融所得課税の一体化の行方 政府税調の報告書は、一体化の方向示すも、損益通算に制限」吉井 一洋

等(公募株式投資信託を含む)の譲渡損益と配当の損益通算を可能とする方向で検討が始められた。しかし、譲渡損益と配当などの損益通算を可能にするためにはシステム変更を行う必要があり、システムの変更には時間的にも金銭的にも大きなコスト負担を要することから、2005年度での改正は見送られた。

大綱では、「検討事項」で、「金融機関のシステム構築といった面にも配慮しつつ、金融商品間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を進めていく」と記載されている<sup>3</sup>。

## 2. 特定口座に関連する改正

### ポイント

タンス株の特定口座への預入れについては、新制度に衣替えした上で、2005年4月から再開する(2005年1~3月中はタンス株の特定口座への預入れはできない)。

株券貸借取引に係る返還株式を特定口座への預入れ対象とする。

特定口座内の上場株式等に限り、発行会社の倒産等による株式の滅失損を譲渡損失とみなす。

日本郵政公社を特定口座の取扱者に加える。

### (1) タンス株の特定口座への預入れ

投資家が自分の手元で保管している上場株式等(いわゆるタンス株)の特定口座への預入期限は、2004年12月末で終了する。大綱では、タンス株の特定口座への預入れの特例を2004年末で一旦廃止し、2005年4月から新制度に衣替えすることとしている。

特定口座には、取得価額管理機能、譲渡損益計算機能、納税代行機能といった納税手続き上のメリットがあるが、特定口座に預けずに投資家自身が保管する場合、これらのメリットを受けることができず、投資家自身で確定申告を行わなければならない。現在でもタンス株のまま保有している投資家がいることなどから、預入期限の延長が要望されていたものである。

新しいタンス株の特例では、みなし取得費<sup>4</sup>での特定口座への預入れを廃止、実際の取得日及び実際の取得価額に限定して特定口座への預入れを可能とすることとしている<sup>5</sup>。新しいタンス株の特例は、2005年4月1日から2009年5月31日まで適用される。

(2004.7.30)

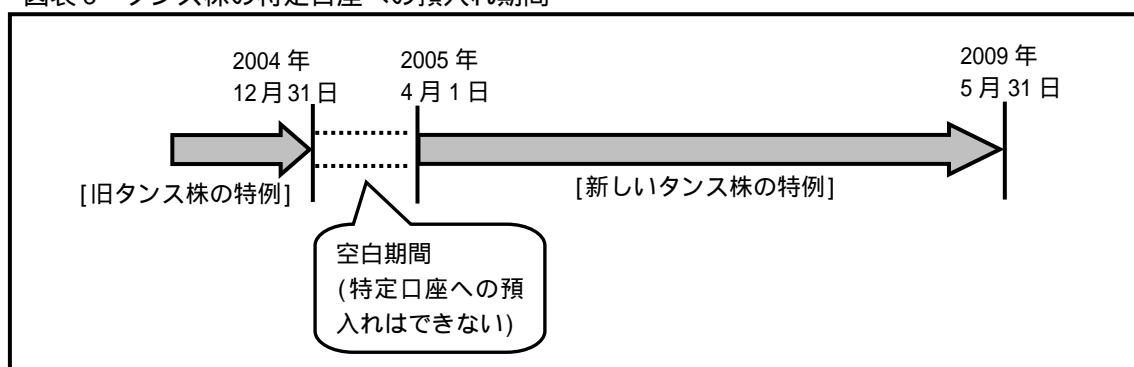
・「金融所得の一体課税と納税者番号 改正に向けた議論の状況」齋藤 純(2004.4.26)

<sup>3</sup> なお、金融所得課税の一体化を推進する上で議論が避けられない納税者番号制度については、番号利用に係るコスト、経済取引への影響、プライバシー保護の問題等について検討を行い、導入に向けた取組みを行うこととされている。

<sup>4</sup> 2001年10月1日の終値の80%相当額のこと。これまでタンス株を特定口座に預け入れる場合、実際の取得価額で特定口座に入れることは当然可能であったが、実際の取得価額が不明な場合には、みなし取得費で特定口座に入れることも可能であった。

<sup>5</sup> タンス株の特定口座への預入れに関してみなし取得費の利用が制限された背景には、破綻した企業の株式を利用した租税回避的取引が、一部で横行したことがあるとされている。

図表3 タンス株の特定口座への預入れ期間



また、株券がペーパーレス化されることも、タンス株の特定口座への預入れに関する新制度が手当てされたことと無関係ではない。

株券がペーパーレス化された場合、株券は無効となる。ペーパーレス化に際しては、証券保管振替機構に預託している株券については、新しくスタートする「株式振替決済制度（仮称）」に振り替えられるため、株主の権利は保全される<sup>6</sup>。現在、特定口座に株券を預け入れる場合は、原則として証券保管振替機構に預託することとなっているため、タンス株を特定口座に預ければ、納税手続きの問題とともに、株券ペーパーレス化に関する問題も解消されるわけである。

株券のペーパーレス化は、上場会社等の株券については、2009年に一斉に移行となる可能性が高い<sup>7</sup>。タンス株に関する新制度の適用期限が、2009年5月までとされているのはそのためである。

図表4 タンス株の特定口座への預入れの改正

	旧特例	新特例
預け入れる株券の特定口座での取得価額	実際の取得価額 or みなし取得費	実際の取得価額
適用時期	～2004年12月末	2005年4月～2009年5月

## (2) 株券貸借取引に係る返還株券等の特定口座への預入れ

大綱では、特定口座で保管されている株券を、株券貸借取引により特定口座を開設している証券会社に貸し付けた(=特定口座から引き出した)場合、貸付期間後に返還される株券(貸し付けた株券と同一銘柄の株券)を特定口座の預入れ対象に追加することとしている。

返還された株券を特定口座に入れる際は、貸付の直前に特定口座で管理されていた取得価額が、特定口座での取得価額となることとされている。

<sup>6</sup> タンス株のように、ペーパーレス化移行前に証券保管振替機構に預託していない株券については、発行会社が、株主名簿に基づいて、信託銀行などに開設する株主のための特別口座で管理されることとなる。このため、タンス株として保有している株券でも、名義書換を行っていれば基本的には株主の権利は保全される。しかし、名義書換を行っていないタンス株は、株主名簿上の名義株主のための特別口座が開設されるため、株主としての権利を保全するためには、発行会社に請求を行うなど手続きが必要となる。

<sup>7</sup> 2004年6月2日に成立した「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」では、上場・公開会社の株券は、法律公布(2004年6月9日)から5年以内の政令で定める日に一斉にペーパーレスに移行することとされている。

貸借期間の終了に伴い返還される株券の特定口座への預入れは、2005年4月1日以後に貸し付ける上場株式等(特定口座で管理されているもの)について適用される。

### (3) 特定口座で保管されている株式の滅失損に関する取扱い

現行税制では、株式の発行会社の倒産等による株式の滅失損は、株式の譲渡益との通算が認められていない。発行会社の倒産等による損失は「譲渡損」には該当しないことがその理由とされており、その損失は税制上考慮されていなかった<sup>8</sup>。

株式の滅失損に関し大綱では、特定口座で管理されている上場株式等について、発行会社の倒産等による株式の滅失損を株式等の譲渡損失とみなし、その損失の一定額を株式等の譲渡益から控除できることとしている。発行会社の清算結了等の事実の発生をもって株式を譲渡したとみなされる。

この取扱いに伴い、倒産等により上場株式等には該当しなくなった株式(特定管理株式)を管理するための、「特定管理口座」が開設されることになる。

2005年4月1日以後に、特定口座で管理されている上場株式等が、発行会社の倒産等により上場株式等に該当しなくなった場合に適用される。なお、この取扱いは、特定口座で管理されている上場株式等に限定したものであり、非上場株式や、特定口座に入れていない上場株式は対象とならない。

### (4) 特定口座取扱者の範囲の拡大

特定口座の取扱者として、新たに、日本郵政公社が加えられる。日本郵政公社による特定口座の設定は、2005年10月1日から可能となる。

この取扱いは、先の臨時国会で、日本郵政公社に投資信託の販売を解禁する法律<sup>9</sup>が成立し、2005年10月から投資信託の販売が可能となったことに関係するものである。

## 3. エンジェル税制の適用期限延長と新規公開特例の廃止

### ポイント

エンジェル税制(ベンチャー企業株式の譲渡所得等に係る1/2課税)の適用期限を2年間延長する。

現在凍結されている新規公開株の譲渡所得等に係る1/2課税は廃止する。

2005年3月31日までに払込みにより取得したベンチャー企業の株式(特定中小会社株式)の譲渡所得等については、所有期間が3年超であり、公開後3年以内に譲渡した場合などには、その譲渡所得等が1/2に軽減される。

<sup>8</sup> 仮に、上場株式の発行会社が倒産した場合、上場廃止前に売却できればその損失は譲渡損として扱われ、株式等の譲渡益と損益通算できる。

<sup>9</sup> 「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律」が、2004年12月3日に成立した。

大綱では、この特例の対象となる特定中小会社株式の払込みによる取得時期を、2007年3月31日まで、2年間延長することとしている。

なお、特定中小会社株式の譲渡益に係る1/2課税の特例は、新規公開株式に関する1/2課税<sup>10</sup>との重複適用が認められており、その場合、課税対象が譲渡所得等の1/4となる。この新規公開株式に係る1/2課税は、上場株式等の譲渡所得等に対する軽減税率(10%)が適用される2007年12月31日までは適用が凍結されているところであるが、大綱では、凍結中の新規公開株式に係る特例を廃止することとしている。

#### 4. 金融先物取引の課税方法の見直し

##### ポイント

金融先物取引の差金等決済による事業所得及び雑所得を、申告分離課税の対象とする。

新たに申告分離課税の対象となる金融先物取引の損益は、既に申告分離課税の対象となっている有価証券先物取引及び商品先物取引等の損益と通算可能とする。

金融先物取引から生じる利益は、現在、総合課税とされている。大綱では、取引所金融先物取引<sup>11</sup>について差金等決済をした場合の事業所得及び雑所得について、税率20%での申告分離課税に変更することとしている。

現在、申告分離課税の適用対象となる金融商品としては、次の及びがある。とはいずれも申告分離課税という課税方法が採られているが、との間で、お互いの損益を通算することは認められていない。

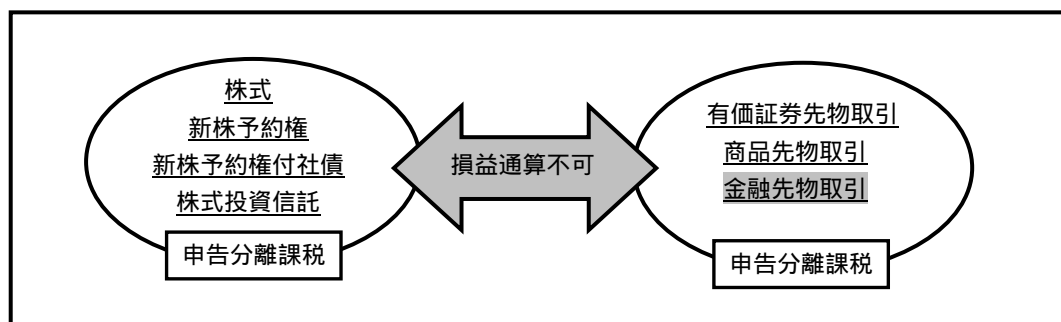
##### 株式等の譲渡損益

先物取引(有価証券先物取引、有価証券指数先物取引、有価証券オプション取引及び商品先物取引)

大綱で新たに申告分離課税の対象となった金融先物取引は、上記の先物取引による損益と合算した上で、申告分離課税を適用することとしている。なお、上記の先物取引については、損失の繰越控除(最長3年間)の適用も認められているため、新たに対象に加わる金融先物取引も、有価証券先物取引等の利益と通算しても損失が残る場合には、繰越が認められることとなる。

金融先物取引に対する新しい課税方法は、2005年7月1日以後に適用される。

図表5 申告分離課税の対象となっている金融商品の課税方法



<sup>10</sup> 公開前の所有期間が3年超である株式を公開日以後1年以内に譲渡した場合に、その譲渡による所得金額に対する課税を1/2に軽減する措置。

<sup>11</sup> 金融先物取引所の開設する金融先物市場における金融先物取引



## 5．公開買付による自己株式取得に係るみなし配当課税の特例

## ポイント

上場会社等が公開買付により行う自己株式取得に個人株主が応じた場合、みなし配当課税は行わず譲渡益課税とする特例の期限を、2年間延長する。

企業が行う自己株式の取得(市場での取得等を除く)については、自己株式取得を行う企業の資本等の金額と買付金額との関係によっては、みなし配当課税が行われることがある<sup>12</sup>。

みなし配当が発生した場合、自己株式取得に応じた法人株主は配当課税が行われる。一方、個人株主の場合も、原則としてみなし配当課税が行われるが、上場会社等が公開買付により行う自己株式取得については、個人株主に対してみなし配当課税を行わず、譲渡益として課税を行うこととする特例が設けられている。この特例の適用は、2005年3月31日までに行われる公開買付による自己株式取得とされていた。

大綱では、この特例の適用期限を2年間延長することとしている。

## 6．非居住者及び外国法人の国債取引に関する特例

## ポイント

非居住者及び外国法人が行う国債取引に関して、手続きの簡素化等を行う。

大量発行される国債の安定消化の観点から、非居住者及び外国法人が行う国債取引に関して、次の措置を講じることとされている。

- ・ 指定金融機関等に限定されている物価連動国債の譲渡対象者に、外国法人及び適格外国証券投資信託の受託者である外国法人等を追加
- ・ 非居住者及び外国法人が、振替国債及び割引短期国債等について振替記載等を受ける場合の手續の簡素化
- ・ ストリップス債に係る特例の適用手續を割引国債等に係る特例の適用手續へ一本化
- ・ 割引国債等に係る特例の適用者が、振替国債の利子に係る特例の適用を受ける場合の手續の軽減
- ・ 割引短期国債等及びストリップス債に係る特例の適用対象者に、適格外国証券投資信託の受託者である外国法人等を追加

<sup>12</sup> みなし配当課税に関しては、制度調査部情報「みなし配当とは？ みなし配当の発生パターンと課税方法」齋藤 純(2004.11.25)を参照。

## 不動産関連税制

## 1. 住宅ローン減税の適用対象の拡大

## ポイント

住宅ローン減税の対象に、「地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準等に適合する一定の既存住宅」を追加する。

住宅ローン減税は、住宅ローンを利用して住宅の取得又は一定の増改築を行った場合に、一定額の税額控除を認めるものである(控除期間や控除率については図表7参照)。大綱では、住宅ローン減税の対象となる既存住宅(中古住宅)の範囲に、「地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準等に適合する一定の既存住宅」を追加することとしている。

これまでの住宅ローン減税では、既存住宅(中古住宅)を対象に減税の適用を受けるには、対象となる中古住宅が築20年(一定の中古住宅の場合は25年)以内であることが要件の1つとされていた。改正後は、既存住宅(中古住宅)であっても、地震に対する安全上、一定の基準に適合する住宅であれば、築年数に関係なく住宅ローン減税の対象となる。

図表6 住宅ローン減税の築年数要件の改正

		築年数要件
新築住宅		築年数要件なし
既存住宅 (中古住宅)	耐火建築物 2	築後25年以内
	耐火建築物以外	築後20年以内
	一定の耐震基準に適合する住宅 (新設)	築年数要件なし

- 1 床面積が50㎡以上であるもの(構造上数個の部分に区分されている場合は、その者の区分所有する部分の床面積が50㎡以上であるもの)。  
租税特別措置法施行令第26
- 2 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、れんが造、コンクリートブロック造であるもの(不動産登記法施行令第7条に基づく)。

既存住宅(中古住宅)に関する住宅ローン減税の範囲の拡大は、2005年4月1日以後に取得し、自己の居住の用に供する既存住宅(中古住宅)から適用される。

図表7 住宅ローン減税の概要

居住の用に供した日	住宅ローンの年末残高	控除期間	控除率	最高控除額
2004年	5,000万円以下	10年間	・1~10年目 1%	500万円
2005年	4,000万円以下		・1~8年目 1%	360万円
			・9~10年目 0.5%	
2006年	3,000万円以下		・1~7年目 1%	255万円
			・8~10年目 0.5%	
2007年	2,500万円以下		・1~6年目 1%	200万円
2008年	2,000万円以下	・7~10年目 0.5%	160万円	

## 2 . 住宅に関連する特例の適用対象の拡大

### ポイント

居住用住宅を対象とした税制上の特例について、適用対象となる中古住宅に、一定の耐震基準に適合する住宅を追加する。

大綱では、住宅ローン減税に関する適用範囲の拡大と同様に、次の特例についても、「地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準等に適合する一定の既存住宅」を適用対象に追加することとしている。

- ・ 特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例(課税繰延べ)
- ・ 相続時精算課税制度に係る住宅取得等資金の特例(贈与時の特別控除額(非課税枠)を1,000万円上乘せ)
- ・ 住宅用家屋の所有権の移転登記又は住宅取得資金の貸付等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

## 組合課税

### ポイント

民法上の組合等を利用した事業に関して、個人の組合員に分配される不動産所得に係る損失は、損失とみなさないこととする。

大綱では、「不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等」について、その民法組合等に出資する個人組合員に分配される不動産所得に係る損失については、なかったものとみなす措置を手当することとしている。

これは、恐らくレバレッジド・リース<sup>13</sup>を想定した措置と思われる。レバレッジド・リースでは、組合員に分配される損失を、他の所得と通算することにより節税が行われていることに対処するものと思われる。

この改正は、2006年分以後の所得税、及び2007年度分の個人住民税から適用される。

<sup>13</sup> レバレッジド・リースは、投組合員からの出資や金融機関からの借入金等を原資に、組合が航空機などを購入し、航空会社等に貸し付けるスキームである。

組合では、リース期間中は航空会社等からリース料を受け取るものの、航空機等に係る減価償却費が発生するため、通常損失が発生する。リース期間中に発生する損失(不動産所得)は組合員に分配され、他の所得と通算される。リース期間終了後は航空機等を売却するが、譲渡益は一般的に長期譲渡所得となるため1/2が課税対象となる。

## 環境税

### ポイント

環境税導入の是非については、2006 年度改正以降に持ち越し。税制以外の温暖化対策の検討結果を踏まえ、早急に検討する。

環境税に関しては、環境省が 11 月 5 日に公表した「環境税の具体案」をベースに進められ、そこではガソリン 1 リットルあたり 1.5 円に相当する課税を行うこととされていた<sup>14</sup>。

しかし、環境税の導入に関しては、経済に悪影響を与えるとの観点から反対意見も多く、大綱では、「あらゆる政策的手段を総合的に検討した結果を受けて、いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する」としている。

## 酒税

### ポイント

2005 年度改正における酒税の見直しは見送る。2006 年度税制改正までに、酒税全体の見直しを行う。

酒税に関しては、えんどう豆を使用した“ビール風味飲料”を巡って、改正の必要性が議論されていた。ビール風味飲料は、原料がビールや発泡酒とは異なることから、税率がビールや発泡酒よりも軽くなっており、政府税制調査会が税制の見直しの必要性を指摘していた。

大綱では、2005 年度税制改正での酒税の見直しは見送った。今後については、酒類間の税率格差を縮小し、酒類の分類の簡素化を図る方向で、酒税制度の全般的な見直しを行う方針を示し、2006 年度税制改正までに結論を出すこととしている。

<sup>14</sup> 「環境税の具体案」の詳細については、制度調査部情報「環境税の最終案 2005 年度税制改正に向け、環境省が具体案を発表」齋藤 純(2004.11.16)を参照。